

8月号
の疑問

みらいふ からの ラズレター



ドライブレコーダーの利用価値は？交通事故裁判で本当に役立つの？

ドライバーにとっては、少し窮屈に感じられるかもしれませんが・・・

GPS機能による所在地確認、映像による車内のドライバーの画像などで常にドライバーを「見ている」という抑止力が働き、大きく事故防止に貢献しているようです。

損保ジャパン日本興亜のドライブレコーダーを利用した事業者向けサービス、

「スマイリングロード」では、

①見える（ドライバーの運行状況が見える化）

②わかる（管理者のドライバー指導を支援）

③ほめる（管理者に代わり、ドライバーに関与）

上記3点をシステム管理することで、事故発生防止に大きな成果を上げております。

事業者にとって、事故が減るということは

自動車保険料が安くなっていきますので、経費節減につながります。

ドライバーにとっては、常に管理されているみたいで窮屈に感じるかもしれませんが、事故を防げるのであれば多少の窮屈は我慢した方が良いかもしれませんね。。。

裁判の証拠にも提出OK！防犯にも最適のアイテム！

先ほども申し上げましたが、事故衝突の細かな状況など事故当事者でなければ、わからない部分があると思います。

しかし、残念ながら事故当事者は自分が不利にならないように報告をするものです。

示談交渉を行う保険会社は、事故状況を過去の裁判判例集に当てはめこの場合ですと「基本割合は5：5ですね！」など、簡単に過失割合を掲示してきます。

最近では、ドライブレコーダーの映像を提出することで過失割合が大きく変わることも多く見受けられるようになりました。もちろん、裁判でも同様、有効な証拠として利用することが当たり前になり時代となっています。

ドライブレコーダーを提出することで、過失割合が逆転するケースもあるくらいです。

もちろん、自分にとって有利な画像ばかりが残るわけではございません。

自分にとって、不利益な画像が記録されてしまうこともあります。不利な証拠を提出する義務はありません！

上記のように、必ずしも自分にとって有利な画像だけではありません。自分にとって、不利益な画像は、裁判所から提出を求められても

拒否することが出来ますので、お忘れなく・・・



株式会社 みらいふ

<http://www.k-milife.co.jp>

mail:news@k-milife.co.jp

〒615-0885京都市右京区西京極午塚町30

TEL 075-863-0808